



# 令和8年度 こどもの定期予防接種のお知らせ



## 【予防接種の受け方】

- ・東大和市の指定の医療機関に予約し接種してください。
- ・持ち物：母子健康手帳、予診票（太枠内をご記入の上、ご持参ください。）

※予診票は標準的な接種期間に合わせてご自宅に送付いたします。

※指定医療機関以外や公費対象期間外の接種、東大和市が発行する予診票以外での接種は任意接種となり、自費となりますのでご注意ください。

※原則、東大和市内の医療機関で接種してください。ご事情により市外接種を希望される場合は、事前にご相談ください。

予防接種名	公費対象の接種期間		接種回数		標準的な接種期間等	備考	予診票送付時期
ロタウイルス感染症	ロタリックス (1価)	出生6週～ 出生24週	2回		【初回接種】 生後2か月～出生14週6日 【接種間隔】27日以上（経口接種）	原則ロタリックス、又はロタテックのいずれか同一の製剤で接種を完了してください。	生後2か月になる前月末
	ロタテック (5価)	出生6週～ 出生32週	3回		【初回接種】 生後2か月～出生14週6日 【接種間隔】27日以上（経口接種）		
B型肝炎	1歳の誕生日の前日まで		3回		生後2か月～9か月になる前日 【接種間隔】 2回目：1回目から27日以上 3回目：1回目から139日以上	生後2か月未満の接種は、やむを得ない事情がある場合に限り申請。 ※要事前申請	
小児の肺炎球菌感染症	生後2か月～ 5歳の誕生日の前日		初回	3回	【初回接種の開始】 生後2か月～7か月になる前日 【接種間隔】27日以上	初回接種が生後7か月を過ぎた場合、合計接種回数が異なります。	
			追加	1回	1歳～1歳3か月になる前日 【接種間隔】3回目接種後60日以上		
5種混合 ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風・ヒブ	生後2か月～ 7歳6か月になる前日		初回	3回	【初回接種の開始】 生後2か月～7か月になる前日 【間隔】20日～56日	4種混合ワクチンにヒブワクチンを加えたワクチンです。令和6年4月1日から定期接種となっています。	
			追加	1回	3回目接種後、6か月～18か月の間		

予防接種名	公費対象の接種期間	接種回数	標準的な接種期間等	備考	予診票送付時期
BCG (結核)	1歳の誕生日の前日まで	1回	生後5か月～8か月になる前日	生後5か月未満の接種は、やむを得ない事情がある場合に限り申請。 ※要事前申請	生後5か月になる前月末

予防接種名	公費対象の接種期間	接種回数		標準的な接種期間等	備考	予診票送付時期
水痘 (水ぼうそう)	1歳～3歳の誕生日の前日	2回		1回目：1歳～1歳3か月になる前日 2回目：1回目接種後6か月～12か月の間	水痘に罹患したことがある方は、定期接種対象外です。	1歳になる前月末
麻しん・風しん (MR)	1歳～2歳の誕生日の前日	第1期	1回	1歳～2歳の誕生日の前日	第1期、第2期の接種期間に接種を逃してしまった方は、子ども家庭センターにご相談ください。	令和8年3月末 ※対象者一括送付
	【令和8年度の対象者】 令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ 【接種期間】 令和8年4月1日～令和9年3月31日	第2期	1回	小学校に入学する前年度の1年間 (幼稚園、保育所等の最年長クラスの児童)		

予防接種名	公費対象の接種期間	接種回数		標準的な接種期間等	備考	予診票送付時期	
日本脳炎	生後6か月～7歳6か月になる前日	第1期	初回	2回	3歳～4歳の誕生日の前日 【接種間隔】6日～28日	標準的な接種期間前（生後6か月～2歳）の接種開始は、やむを得ない事情がある場合に限り、 ※要事前申請	3歳になる前月末
			追加	1回	4歳～5歳になる前日 ※2回目の接種後6か月以上、 標準的にはおおむね1年を経過した時期に接種		
	9歳～13歳の誕生日の前日	第2期	1回	9歳～10歳の誕生日の前日		9歳になる前月末	
<b>【特例措置対象】</b> <b>平成18年4月2日～平成19年4月1日の間に生まれた方は、20歳の誕生日の前日まで、公費で接種できます。</b> <b>（第1期・第2期ともに接種可能）</b>							

予防接種名	公費対象の接種期間	接種回数	標準的な接種期間等	備考	予診票送付時期
2種混合 ジフテリア・破傷風	11歳～13歳の誕生日の前日	1回	11歳～12歳の誕生日の前日	5種（4種）混合の第2期にあたる接種です。	11歳になる前月末

予防接種名	公費対象の接種期間	接種回数	標準的な接種期間等	備考	予診票送付時期
ヒトパピローマウイルス感染症【子宮頸がん予防ワクチン】	小学6年生～高校1年生に相当する年齢の女性	①15歳未満で接種開始した場合 → 合計 2回  ②15歳以上で接種開始した場合 → 合計 3回	中学1年生の女性 【接種間隔】 ① 15歳未満で接種開始した場合 〔2回目〕初回から6か月後 （少なくとも5か月以上空ける）  ② 15歳以上で接種開始した場合 〔2回目〕初回から2か月後 （少なくとも1か月以上空ける） 〔3回目〕初回から6か月後 （少なくとも2回目から3か月以上空ける）	1年以内に接種完了することが望ましいとされています。  ※令和8年4月1日から、定期予防接種対象のワクチンは、9価（シルガード）のみとなりました。	令和8年3月末  ※東大和市では標準的な接種期間に合わせ、小学6年生の3月末に予診票を送付しています。

### 予診票の再発行について（紛失、転入された方等）

東大和市でのお子さまの予防接種は医療機関での個別接種となり、接種のためには東大和市が発行する予診票が必要です。紛失や転入等の理由でお手元に東大和市の予診票がない場合は、以下のいずれかの方法で、予診票の再発行の手続きをしてください。  
※医師の判断により接種が見送りとなり（発熱等の理由）、記入した予診票が使用できなくなってしまう場合等で再発行が必要な場合は、お電話での再発行申請が可能です。

#### 【申請方法】

- ①子ども家庭センター母子保健係（東大和市立保健センター内）の窓口での申請  
☆持ち物：母子健康手帳
- ②電子申請による申請 ※後日郵送（右の二次元コードからアクセス可）



### 転入されたお子さまの予防接種

東大和市における公費でのお子さまの予防接種には、東大和市が発行する予診票が必要です。前住所地の予診票は使用できません。予診票の発行には、上記のいずれかの【申請方法】により、予診票を取得されますようお願いいたします。

### 転出されるお子さまの予防接種

受けていない予防接種がある場合は、転出先の区市町村の予防接種担当窓口へ母子健康手帳を持参し、予診票の発行の手続きをください。（区市町村により発行手続きは異なりますので、担当窓口へお問合せください。）  
転出届に記載した転出日（届出日ではありません）から、東大和市の予診票は使えません。使用した場合は自費となりますのでご注意ください。

### 東大和市子育て応援アプリ

アプリで予防接種のスケジュール管理ができ、予防接種の予定日をスマートフォンのプッシュ通知で受け取れます。アプリをダウンロードしてぜひご利用ください。



### 【予防接種に関する相談・お問合せ】

東大和市子ども未来部子ども家庭センター  
母子保健係（東大和市立保健センター内）  
電話：042-565-5212 FAX：042-561-0711  
メールアドレス：karugamo@city.higashiyamato.lg.jp

令和8年4月1日現在で実施している予防接種です。